相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市西区愛宕一丁目五番、最後の住所東京都板橋区高島平一丁目六四番一〇―五〇六号高島平第三ローヤルコーポ

被相続人　亡　澁田　良二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所東京都千代田区九段北一―四―七喜助九段北ビル二〇二号室青柳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青柳　周（登録姓　青柳）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東尾久八丁目二九一七番地、最後の住所東京都荒川区東尾久八丁目一七番六号

被相続人　亡　髙橋タネ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Sビル三階小堀球美子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市大積町一丁目甲六二一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙野　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

新潟県長岡市豊田町九番地一六、事務所新潟県長岡市南町一丁目二番三五号

相続財産管理人　司法書士　大野　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市西枇杷島町砂入三六番地、最後の住所奈良市西大寺芝町二丁目五番五号ニュー芝ハイツ二〇七号

被相続人　亡　伊藤　志保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所名古屋市中区栄三丁目一五番二七号いちご栄ビル七階栄三丁目法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　泰子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市赤羽根町夕沢二二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　良弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地一タワーレジデンスHADA二〇五号室

相続財産管理人　伊藤　隆穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字浜崎九九番地、最後の住所大阪市平野区瓜破南一丁目二番一一号

被相続人　亡　小松サカヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三

相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市下田町九七八番地、最後の住所大阪府高槻市富田町六丁目二二番一〇号堀川ハイツ一〇三号

被相続人　亡　谷口　清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階

相続財産管理人　宮岡　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区巽中二丁目五番地、最後の住所兵庫県津名郡五色町鳥飼中三三九番地の二

被相続人　亡　浅田　泰嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

神戸市中央区楠町六丁目二番六号ハーバースカイビル六階　神戸AI法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　亜衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡小豆島町苗羽甲一四二一番地、最後の住所神戸市東灘区北青木三丁目二二番二四号　レオパレス北青木二〇四号

被相続人　亡　黒島奈穂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三瀬　崇史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市江野一六二六番地、最後の住所兵庫県豊岡市大手町六番二六号

被相続人　亡　田内　譲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

兵庫県豊岡市桜町一一―一九　たじま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　和茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市船尾三四二番地一五、最後の住所和歌山県海南市船尾三四二番地一五

被相続人　亡　津田起佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

和歌山県和歌山市寄合町二三番地アセンブルビル三階　南海総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤井　友彦

第19期決算公告

平成29年12月14日

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

GMOフィナンシャルゲート株式会社

代表取締役　杉山憲太郎

貸借対照表の要旨（平成29年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,035	流動負債	1,477
固定資産	1,046	預り金	13
		その他の負債	1,463
		固定負債	37
		株主資本	2,566
		資本金	1,173
		資本剰余金	1,186
		資本準備金	1,186
		利益剰余金	207
		その他利益剰余金	207
		新株予約権	0
資産合計	4,082	負債・純資産合計	4,082

損益計算書の要旨（自　平成28年10月1日　至　平成29年9月30日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,051
売上原価	652
売上総利益	398
販売費及び一般管理費	305
営業利益	93
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	92
税引前当期純利益	92
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	15
当期純利益	66